

## 遊VENTURE事件

知財高裁令和5年11月30日判決（令和5年（行ケ）10063号）  
（最高裁ホームページ）

知的財産法研究会  
大和ハウス工業株式会社法務部  
弁護士 今田 早紀

### 第1 事案

#### 1 本願商標及び引用商標

##### (1) 本願商標

標章 VENTURE（標準文字）

指定商品 第25類「被服、作業服、ズボン及びパンツ、帽子、ラッシュガード」その他  
（令和2年10月16日出願、令和4年3月7日拒絶査定）

##### (2) 引用商標

標章

**VENTURE**

指定商品 第25類「被服」

商標登録番号 第6434159号

（令和2年7月31日出願、令和3年8月26日登録）

#### 2 事案の概要

原告は、令和2年10月16日、「VENTURE」の文字を標準文字で表してなる商標について、第25類被服その他を指定商品として、商標登録出願をした（商願2020-128329号）。

原告は、令和4年3月7日付けで、引用商標との類似を理由として拒絶査定を受けたため、同年6月3日、拒絶査定不服審判を請求した。

特許庁は、上記請求を不服2022-8509号事件として審理を行い、令和5年4月28日、「本件審